

5月は消費者月間です

かけがえのない地球を守り、持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくためには、地球環境に配慮した消費行動を選択していくことが求められています。どんな消費行動が地球環境にとって良い行動なのか、ご自身の消費行動を振り返ったり、考えたり、話し合ったりする機会をつくってみませんか。

【問】古河市消費生活センター(㊟産業戦略課内)Tel23-1718

令和7年度の消費者月間統一テーマ

明日の地球を救うため、消費者にできること
グリーン志向消費 ～どのグリーンにする？～

私たちの環境問題への関心は高い一方で、実際は環境に配慮した行動が十分でないという実態があります。リサイクル製品の購入や、リユース品を使用するなど、地球にやさしい行動(グリーン志向の消費行動)はもっとたくさんあるはずです。

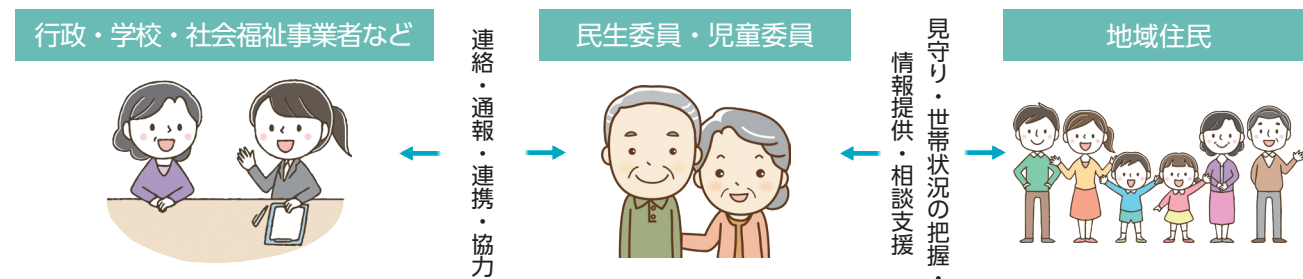
この機会に、グリーン志向の消費行動をみんなで始めてみましょう。



民生委員・児童委員、主任児童委員は あなたの一番身近な相談員です

介護・健康・子育てなど、生活の中で気になることがありましたら、お住まいの地域の担当委員にご相談ください。民生委員・児童委員、主任児童委員には守秘義務があり、相談内容や個人情報などは守られます。

【問】福祉推進課Tel92-5771



【古河市の民生委員・児童委員等の概要】

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員です。

委員数 222人(R7.4.1現在)

内訳 民生委員・児童委員(地域担当) 210人
主任児童委員(児童問題専門) 12人

【委員の氏名・担当区域】

市ホームページに掲載しています。

- 第1地区(三和地区)
- 第2地区(古河第一中学校区)
- 第3地区(総和地区)
- 第4地区(古河第二中学校区)
- 第5地区(古河第三中学校区)

詳細は
こちら /



戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

行政のデジタル化推進に伴い、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることになりました。届出様式などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

【問】市民総合窓口課Tel92-3111



戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまでの流れ

戸籍に記載される予定の振り仮名を通知

住民票の情報などを参考にして作られた、戸籍に記載される予定の振り仮名を本籍地の市区町村から通知します。市では、7月中旬から順次発送しますので、必ず内容をご確認ください。



▲戸籍制度マスコットキャラクター「コセキツネ」

✕ 記載された振り仮名がご自身の認識と違う場合

必ず「氏名の振り仮名の届出」が必要です。下記の内容をご確認ください。

○ 記載された振り仮名が正しい場合

市役所への連絡や届け出は不要です

令和8年5月26日以降、通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

氏名の振り仮名の届出

通知の振り仮名がご自身の認識と違う場合は、期間内に届け出をしてください。

申請期間 5月26日～令和8年5月25日

▶氏・名の振り仮名の届出人について

氏と名の振り仮名では、それぞれ届出人が異なります。

	氏	名
届出人	筆頭者 ※筆頭者がいなければ、配偶者、配偶者もいなければその子。	本人 ※15歳未満の場合は、親権者等の法定代理人。

マイナポータルを利用すると、オンラインで申請ができるのでとても便利です。



戸籍の振り仮名制度の詳細は、法務省ホームページをご確認ください。

